# 下関市立大学における研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程

平成 27 年 4 月 27 日
規　程　第　５７　号
**改正**　平成 27 年 12 月 1 日規程第 65 号
令和 3 年 4 月 1 日規程第 48 号

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　不正行為の事前防止のための取組（第５条・第６条）
第３章　特定不正行為の告発の受付等（第７条－第１３条）
第４章　特定不正行為の告発に係る事案の調査（第１４条－第２３条）
第５章　認定（第２４条・第２５条）
第６章　不服申立て及び再調査（第２６条－第３４条）
第７章　雑則（第３５条－第３８条）
附則

## 第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、下関市立大学（以下「本学」という。）における研究者の研究活動の不正行為の事前防止及び不正行為への対応に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不正行為　研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究活動の発表において、その本質及び本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為

(2) 捏造　存在しないデータ又は研究結果等を作成すること。

(3) 改ざん　研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(4) 盗用　他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(5) 二重投稿　他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と同じ論文を投稿すること。

(6) 不適切なオーサーシップ　論文著作者を適正に公表しないこと。

(7) 特定不正行為　故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用

(8) 配分機関等　競争的資金等、基盤的経費その他文部科学省の予算の配分又は措置をする機関

（本学の責務）

第３条　本学は、責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図らなければならない。

（研究者の責務）

第４条　研究者は、特定不正行為のほか、二重投稿、不適切なオーサーシップその他の不正行為を行ってはならない。

２　研究者は、共同研究における個々の研究者等のそれぞれの役割分担・責任を明確にしなければならない。

３　複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者は、研究活動や研究成果を適切に確認しなければならない。

## 第２章　不正行為の事前防止のための取組

（研究倫理教育）

第５条　本学に、研究倫理教育責任者を置き、副学長（研究担当）をもって充てる。

２　研究倫理教育責任者は、本学に所属する研究者（専ら本学の施設や設備を使用して研究することを認められている者を含む。以下同じ。）、研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施するものとする。

３　研究倫理教育責任者は､学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進するものとする。

（研究データの保存及び開示義務）

第６条　研究者は、研究成果の発表の日から３年間、当該研究成果にかかる研究データを保存しなければならない。

２　研究者は、必要と認められるときは、保存した研究データを開示しなければならない。

## 第３章　特定不正行為の告発の受付等

（調査）

第７条　学長は、本学に所属する研究者に係る特定不正行為の告発があった場合は、当該告発に係る事案の調査を行う。

２　前項の場合において、本学に所属している被告発者が他の研究機関にも所属しているときは、学長は当該研究機関と合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関及び調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。

３　本学に所属する研究者が他の研究機関で行った研究活動に係る告発があったときは、学長は当該研究機関と合同で調査を行うものとする。

（受付窓口）

第８条　特定不正行為に関する告発（本学の職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を総務部に設置する。

（告発の取扱い）

第９条　告発は、受付窓口に対する書面、電話、ＦＡＸ、電子メール、面談などを通じて直接行われるべきものとする。

２　告発は、原則として顕名により行われ、次の各号に掲げる事項が明示されているもののみを受け付ける。

(1) 特定不正行為を行ったとする研究者・グループ

(2) 特定不正行為の態様等

(3) 不正とする科学的な合理性のある理由

３　前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

４　本学が当該告発に係る調査を行うべき機関に該当しないときは、当該告発を調査すべき機関に回付しなければならない。

５　書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発した者（以下「告発者」という。）が知り得ない方法による告発がなされたときは、本学は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱うものする。以下同じ。）に、告発を受けたことを通知するものとする。

（相談）

第１０条　告発の意思を明示しない相談については、受付窓口はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。

２　前項の場合において、本学が被告発者の所属する研究機関でないときは、被告発者の所属する研究機関に事案を回付することができる。

（警告）

第１１条　特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められてい

るという告発・相談については、受付窓口は学長に報告し、学長はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。

２　本学に所属しない被告発者に対して前項の警告を行ったときは、被告発者の所属する機関に当該警告の内容を通知しなければならない。

（告発者・被告発者の取扱い）

第１２条　受付窓口は、告発を受け付ける場合は、担当職員以外は見聞できないようにするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

２　学長は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意思に反して調査関係者以外の者に漏えいしないよう秘密保持を徹底しなければならない。

３　調査結果の公表の前に調査事案が漏えいした場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができるものとする。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

４　理事長及び学長は、告発者に対し、単に告発したことを理由に、解雇、停職、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。ただし、当該告発が悪意（専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づくものである場合は、この限りでない。

５　理事長及び学長は、被告発者に対し、単に告発されたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止すること及び解雇、停職、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

（告発によらないものの取扱い）

第１３条　第９条第１項の規定による告発の受付によるもののほか、次の各号に掲げる場合において必要と認めるときは、告発を受け付けた場合に準じて、特定不正行為の事案の調査を行う。

(1) 第１０条第１項の規定に基づく相談において、告発の意思表示がなされない場合

(2) 学会等の科学コミュニティ又は報道により本学の研究者による特定不正行為の疑いが指摘された場合

(3) 本学の研究者による特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを本学が確認した場合。ただし、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。

## 第４章　特定不正行為の告発に係る事案の調査

（予備調査）

第１４条　学長は、告発を受けた事案が本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきか否かを判断するために予備調査を経て、告発を受け付けた日から３０日以内に本調査を行うか否かを決定する。

２　前項の予備調査は、予備調査委員会が行う。

３　予備調査委員会は、学長が指名する職員若干名をもって構成するものとする。

４　予備調査は、告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発内容の合理性及び調査可能性について行う。

５　告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発にかかるときは、予備調査は、取下げに至った経緯及び事情も含めて、特定不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

６　予備調査の結果、予備調査委員会が本調査を行わないことが妥当と判断したときは、学長は、本調査を行わない決定をし、決定の理由とともに告発者に通知するものとする。この場合において、予備調査委員会は、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じて開示するものとする。

（本調査開始の通知及び報告）

第１５条　前条の予備調査の結果、本調査を行うことを決定したときは、学長は告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

２　被告発者が他の機関に所属しているときには、当該機関にも前項の旨を通知しなければならない。

３　学長は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨を報告しなければならない。

（調査委員会の設置等）

第１６条　学長は、本調査を行うこととなったときは、遅滞なく調査委員会を設置し、調査委員を指名する。

２　調査委員の半数以上は、外部有識者でなければならない。

３　調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

（調査委員に係る通知及び不服申立て）

第１７条　前条の規定により調査委員会を設置したときは、学長は、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

２　告発者及び被告発者は、前項の規定による通知を受けた日から１４日以内に、学長に対して当該事案について調査委員を務めることが不適切である者に係る不服

申立てをすることができる。
3　学長は、前項の不服申立てがあったときは、調査委員会に対して不服申立ての内容を審査させるものとする。
4　前項の審査の結果、不服申立ての内容が妥当であると判断したときは、学長は、当該不服申立てに係る委員を交代させなければならない。
5　学長、前項の規定による委員の交代があったときは、告発者及び被告発者にその旨を通知しなければならない。
6　第3項の審査の結果､不服申立ての内容に理由がないと判断したときは､学長は、その旨を告発者及び被告発者に通知しなければならない。

（調査の開始）

第１８条　調査委員会は、本調査を行うことを決定した日から３０日以内に本調査を開始しなければならない。

（調査の方法等）

第１９条　本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート若しくはデータなどの各種資料の精査又は関係者からの聞き取りの方法により実施する。
2　調査委員会は､本調査にあたって､被告発者から弁明を聴取しなければならない。
3　調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

（証拠の保全措置）

第２０条　調査委員会は、本調査にあたって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となりうる資料等を所持又は保管している者に対して保全する措置をとる。
2　学長は､本学が告発された事案に係る研究活動の調査機関となっていないときは、調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となりうる資料等を保全する措置をとるものとする。
3　被告発者は、保全措置に影響しない範囲で、研究活動を継続することができる。

（協力義務及び説明責任）

第２１条　調査委員会の調査に対して、告発者、被告発者その他の関係者は誠実に協力しなければならない。

（情報の保護）

第２２条　調査委員会は、調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報を、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいさせてはならない。

（中間報告）

第２３条　学長は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分

機関等の求めがあるときは、調査の終了前であっても、中間報告を行う。

## 第５章　認定

（認定）

第２４条　調査委員会は、本調査を開始した日から１５０日以内に調査結果をまとめなければならない。ただし、告発にかかる事案が極めて複雑で調査に膨大な時間がかかるなど相当な理由があるときは、本調査を開始した日から２１０日以内にまとめることとする。

２　調査委員会は、調査の結果から、当該事案について特定不正行為が行われたか否かを認定する。

３　前項の認定は、被告発者の説明のほか、調査によって得られた物的又は科学的証拠及び証言等、被告発者の自認等の証拠を総合的に判断して行うものとする。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。

４　被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きにのっとって行われたこと並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

５　特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定するものとする。

６　第２項の規定により特定不正行為が認定されたときは、次の各号に掲げる事項も認定しなければならない。

(1) 特定不正行為の内容

(2) 特定不正行為に関与した者とその関与の度合い

(3) 特定不正行為と認定された研究活動にかかる論文等の各著者の当該論文等

(4) 被告発者の当該研究活動における役割

７　第２項の規定により特定不正行為が認定されなかった場合であって、調査を通じて当該告発が第１２条第４項ただし書に規定する意思に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、その旨の認定も行う。この場合において、当該認定にあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

（調査結果の通知及び報告）

第２５条　調査委員会は、前条の認定を終了したときは、直ちに学長に報告しなければならない。

２　学長は、前項の報告を受けたときは、当該調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定され

た者を含む。以下同じ。）に通知しなければならない。

3　学長は、被告発者が他の機関に所属しているときは、その所属機関にも当該調査結果を通知しなければならない。

4　前条第７項の規定による認定が行われた場合で、告発者が他の機関に所属しているときは、学長は当該機関にも調査結果を通知しなければならない。

5　学長は、調査結果を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

## 第６章　不服申立て及び再調査

（不服申立て）

第２６条　次の各号に掲げる者は、調査結果又は再調査の結果の通知を受けた日から３０日以内に、学長に対して不服申立てをすることができる。

(1) 調査結果により特定不正行為を認定された被告発者

(2) 不当な目的で告発をしたと認定された告発者

2　不服申立ては、趣旨及び理由を示して、書類によって行わなければならない。

（審査機関）

第２７条　不服申立ての審査は、調査委員会が行う。

2　学長は、当該不服申立ての趣旨に相当の理由があると認めるときは、調査委員を交代若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。

（再調査開始の決定）

第２８条　第２６条第１項第１号の者による不服申立てについて、調査委員会（前条第２項の規定により調査委員会に代わる者を含む。以下同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに審査する。

2　調査委員会は、前項に規定する審査により再調査の必要があると判断したときは、再調査を行うことが妥当である旨を学長に報告しなければならない。

3　調査委員会は、第１項に規定する審査により再調査を行う必要はないと判断したときは、不服申立てを却下することが妥当である旨を学長に報告しなければならない。

4　学長は、前２項の規定による報告を受けたときは、当該報告に基づき、再調査開始又は不服申立て却下の決定を行い、被告発者に通知しなければならない。

（通知及び報告）

第２９条　学長は、第２６条第１項第１号の不服申立てがあったときは、告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。前条第４項の規定により再調査開始又は不服申立て却下の決定を行ったときも同様とする。

（再調査への協力）

第３０条　学長は、被告発者に対して第２８条第４項の規定により再調査開始の決定を通知したときは、あわせて調査結果を覆すに足りる資料の提出等再調査に協力することを求めるものとする。

２　被告発者から前項の規定による協力が得られなかったときは、調査委員会は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

３　調査委員会は、前項の規定により調査を打ち切ったときは、直ちに学長に報告しなければならない。

（再調査の実施）

第３１条　調査委員会は、学長が第２８条第４項の規定により再調査開始の決定をしたときは、再調査を実施し、決定の日から５０日以内に、調査結果の妥当性を判断しなければならない。

２　調査委員会は、不服申立てに理由があると認めるときは調査結果を取り消すことが妥当である旨を、不服申立てに理由がないと認めるときは不服申立てを棄却することが妥当である旨を学長に報告する。

３　前項の規定により不服申立てに理由があると判断された場合であって、本調査及び再調査を通じて当該告発が第１２条第４項ただし書に規定する意思に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、その旨の認定を行う。

４　調査委員会が前項の認定を行うときは、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

（再調査結果の通知及び報告）

第３２条　学長は、前条第２項の規定による報告を受けたときは、当該報告に基づき、調査結果の取消し又は不服申立て棄却の決定を行い、当該決定の内容を被告発者、被告発者等が所属する機関及び告発者に通知し、その事案にかかる配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

（告発者による不服申立て）

第３３条　第２６条第１項第２号の規定に基づく不服申立てがあったときは、学長は、告発者が所属する機関及び被告発者等に通知し、その事案にかかる配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

２　調査委員会は、前項の不服申立てがあった日から３０日以内に当該事案にかかる再調査を行い、直ちにその結果を学長に報告しなければならない。

３　学長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に基づき、不当な目的での告発の認定の取消し又は不服申立て棄却の決定を行い、当該決定の内容を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知し、その事案にかかる配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

（再不服申立ての禁止）

第３４条　第２６条第１項の規定により不服申立てをした者は、却下の決定及び再調査の結果に対して更に不服申立てをすることはできない。

## 第７章　雑則

（調査結果の公表）

第３５条　調査委員会の調査結果又は再調査結果により、特定不正行為が認定されたときは、学長は、被告発者等の所属部署及び特定不正行為の概要等を公表するものとする。

２　調査委員会の調査結果又は再調査結果により、特定不正行為が認定されなかったときは、調査結果又は再調査結果は公表しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、被告発者の所属部署（第３号に規定する場合には告発者の所属機関等）及び特定不正行為が行われなかったとする理由を公表するものとする。

(1) 調査事案が外部に漏えいしていたとき。

(2) 論文等に故意によるものでない誤りがあったとき。

(3) 告発が不当目的に基づくものと認定されたとき。

（懲戒）

第３６条　調査の結果により特定不正行為の認定があった場合に、本学に所属する次に掲げる者に対して懲戒が必要であると認めるときは、公立大学法人下関市立大学職員就業規則等その者に適用される規程の定めるところにより処分する。

(1) 特定不正行為への関与が認定された者

(2) 特定不正行為へ関与したとは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者

２　告発が不当目的に基づくものと認定された場合に、本学に所属する告発者に対して懲戒が必要であると認めるときは、前項と同様とする。

（勧告）

第３７条　調査の結果により特定不正行為の認定があったときは、学長は、被告発者に対し、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

（その他）

第３８条　この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成２７年４月２７日から施行する。

附　則（平成 27 年 12 月 1 日規程第 65 号）

この規程は、平成２７年１２月１日から施行する。

附　則（令和 3 年 4 月 1 日規程第 48 号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

# 公立大学法人下関市立大学利益相反マネジメント規程

令和７年10月29日
規 程 第 ２３ 号

（目的）

第１条　この規程は、公立大学法人下関市立大学利益相反ポリシー（令和７年６月２５日制定）に基づき、公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）における産官学連携活動等（企業等との兼業、共同研究及び受託研究等をいう。以下同じ。）に係る利益相反を適正に管理するために必要な事項を定めることにより、もって本学及び役職員等の社会的信用を保持するとともに、本学の産官学連携活動等を適正かつ円滑に推進できる環境を整備することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 役職員等　本学の役員（非常勤の者を除く。）、教職員その他統括責任者（第５条の統括責任者をいう。）が指定する者をいう。

(2) 組織　本学及び下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成１９年規程第３号）第３条の３から第８条までに規定する長を置く組織をいう。

(3) 個人としての利益相反マネジメント 役職員等が産官学連携活動等を行う上で、その活動や成果に基づき得る個人的利益が役職員等としての責務又は公共の利益を損なわないよう適正に管理することをいう。

(4) 組織としての利益相反マネジメント　組織が産官学連携活動等を行う上で、その活動や成果に基づき得る経済的利益が組織の社会的責任又は公共の利益を損なわないよう適正に管理することをいう。

(5) 利益相反マネジメント　個人としての利益相反マネジメント及び組織としての利益相反マネジメントをいう。

（利益相反マネジメントの対象）

第３条　個人としての利益相反マネジメントは、産官学連携活動等において、次に掲げる行為を行う場合を対象とする。

(1) 役職員等が、企業等から統括責任者が別に定める額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）、便益（物品、設備、人員等）又は株式等の経済的利益（公的機関から受けたものを除く。）を得る場合

(2) 役職員等が、企業等から統括責任者が別に定める額以上の物品、サービス等を購入する場合

(3) 役職員等が、本学の大学院生、学生等を産官学連携活動等に従事させる場合

(4) その他第６条に規定する委員会が個人としての利益相反マネジメントの対象と

して定めた場合

２　組織としての利益相反マネジメントは、産官学連携活動等において、次に掲げる場合を対象とする。

(1)　組織が企業等から統括責任者が別に定める額以上の額の金銭（寄附金等)、便益（物品、設備、人員等）又は株式等の経済的利益（公的機関から受けたものを除く。）を得る場合

(2) 組織が企業等と統括責任者が別に定める額以上の額の物品、サービス等を購入しようとする場合

(3) 組織が本学の大学院生、学生等を産官学連携活動等に従事させる場合

(4) 組織の長その他同等の専決権を有する者が、企業等から統括責任者が別に定める額以上の金銭（寄附金等)、便益（物品、設備、人員等）又は株式等の経済的利益（公的機関から受けたものを除く。）を得る場合

(5) その他第６条に規定する利益相反マネジメント委員会が組織としての利益相反マネジメントの対象として定めた場合

（体制整備の責務）

第４条　理事長は、本学における産官学連携活動等に係る利益相反を適正に管理するための体制を整備するものとする。

（利益相反マネジメント統括責任者）

第５条　本学に、利益相反マネジメントに関する事務を統括するため、利益相反マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

（利益相反マネジメント委員会の設置）

第６条　本学に、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の審議事項）

第７条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 利益相反マネジメントに係る規程等に関する事項

(2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項

(3) 利益相反に係る審議及び回避要請等に関する事項

(4) 利益相反マネジメントのための調査に関する事項

(5) 利益相反マネジメントに係る教育研修の実施に関する事項

(6) 利益相反に関する社会への情報公開に関する事項

(7) その他利益相反に関する重要事項

（委員会の組織及び委員長等）

第８条　委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 副学長（研究担当）

(2) 事務局長

(3) 組織の長（その者が統括責任者であるときは、その者を除く。）
(4) 利益相反に関する知識を有する弁護士、弁理士、公認会計士等の外部専門家のうち統括責任者が指名した者
(5) その他統括責任者が必要と認めた者

2　委員会に委員長を置き、統括責任者が指名する。

3　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

4　前項の規定による委員の招集は、次の各号に掲げる委員について、当該各号に掲げるときに限り行うものとする。
(1) 第１項第３号の委員　前条第３号及び第４号の事項を審議するとき（その審議する事案の申告者（第１２条第１項の申告をする者をいう。以下同じ。）の属する組織の長に限る。）。
(2) 第１項第４号の委員　その審議する事項に応じて委員長が必要と認めるとき。

5　申告者及びその事案について利害関係のある者が委員会の委員である場合は、当該委員は、当該申告に係る委員会の審議に参加することができない。

（任期）

第９条　前条第１項第４号及び第５号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前項の規定にかかわらず、委員の任期は、統括責任者である学長の任期の終期を超えないものとする。

（議事）

第１０条　委員会は、第８条第３項及び第４項の規定により招集された委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取）

第１１条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（申告及び調査）

第１２条　役職員等又は組織の長は、第３条に規定する行為を行おうとする場合は、利益相反の状況について、別に統括責任者が定める利益相反申告書により委員会に申告しなければならない。

2　委員会は、前項に規定する申告の内容について、審議に必要な情報を収集するため、関係者へヒアリング等の調査を実施することができる。

（審議、回避要請等の手続）

第１３条　委員会は、前条に規定する申告及び調査結果に基づき、役職員等又は組織の利益相反に関して審議する。

２　委員会は、前項に規定する審議の結果について、統括責任者に対し、承認又は回避要請の別及びその理由を速やかに通知するものとする。

３　委員会は、前項の承認の通知をする場合において、当該行為の実施に関する条件を付すことができる。

（申告者への通知）

第１４条　統括責任者は、前条の審議結果の通知に基づき、申告者に対し、承認又は回避要請の別を通知し、併せてその旨を理事長に報告するものとする。

２　前項の場合において、統括責任者は、前条第３項に規定する条件又は回避要請について、その理由を付すものとする。

３　申告者は、第１項に規定する通知内容のうち、条件又は回避要請について、原則としてこれに従わなければならない。

（情報の公開）

第１５条　利益相反マネジメントにおける社会に対する説明責任を果たすため、統括責任者は、本学の産官学連携活動等に係る利益相反に関する情報について、必要な範囲で学外に公表する。

（手続の特例）

第１６条　委員会の審議に係る申告者又はその事案について利害関係のある者が学長である場合の第１３条第２項、第１４条第１項及び第１５条の規定の適用については、これらの規定中「統括責任者」とあるのは、「理事長」とする。

（守秘義務）

第１７条　本学における利益相反マネジメントに関する業務に関与する者は、その業務により知り得た一切の情報について、他に漏えいし、又は提供してはならない。

２　前項の規定は、その者が当該業務に従事しなくなった後も同様とする。

（庶務）

第１８条　この規程に関する庶務は、総務部研究・地域連携課が行う。

（その他）

第１９条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この規程は、令和７年１０月２９日から施行する。

# 公立大学法人下関市立大学安全保障輸出管理規程

令和８年１月２１日
規　程　第　３　号

（目的）

第１条　この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 外為法等　外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令及び通達等をいう。

(2) 技術　外国為替令（昭和５５年政令第２６０号。以下「外為令」という。）別表中欄に掲げる技術をいう。

(3) 貨物　輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号。以下「輸出令」という。）別表第１中欄に掲げる貨物をいう。

(4) 居住者　外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第４６７２号昭和５５年１１月２９日）６－１－５、６（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。

(5) 非居住者　居住者以外の自然人及び法人をいう。

(6) 特定類型該当者　外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（４貿局第４９２号平成４年１２月２１日）1(3)サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

(7) 技術の提供　外国における技術の提供、外国に向けて行う技術の提供、非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。

(8) 貨物の輸出　外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内に送付することをいう。

(9) 取引　技術の提供又は貨物の輸出をいう。

(10) リスト規制技術　外為令別表の１の項から１５の項までに定める技術をいう。

(11) リスト規制貨物　輸出令別表第１の１の項から１５の項までに定める貨物をいう。

(12) 大量破壊兵器等　核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

(13) 通常兵器　大量破壊兵器等以外の輸出令別表第１の１の項に該当する貨物をいう。

(14) 大量破壊兵器等の開発等　大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

(15) 通常兵器の開発等　通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

(16) キャッチオール規制　外為令別表の１６の項に定める技術及び輸出令別表第１の１６の項に定める貨物が、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。

(17) 該非判定　提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。

(18) 取引審査　提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下同じ。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。

(19) 教職員等　本学の役員、教職員（専任、有期雇用又は非常勤を問わない。）及び本学の研究費又は外部資金（科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金を含む。）を執行する者（名誉教授、客員教授等又は特別研究員）をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程は、本学が行うすべての取引に適用する。

（基本方針）

第４条　本学の輸出管理の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある取引は行わない。

(2) 取引に当たっては、外為法等及びこの規程を遵守する。

(3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、その充実を図る。

（最高責任者）

第５条　本学に、輸出管理に関する最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

２　最高責任者は、本学における輸出管理に関する重要事項について、最終的な決定を行うものとする。

（輸出管理統括責任者）

第６条　最高責任者のもとに、輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

２　統括責任者は、最高責任者を補佐するとともに、外為法等及びこの規程に基づく輸出管理に関する業務を統括する。

（輸出管理責任者）

第７条　統括責任者のもとに、輸出管理に関する業務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、副学長（研究担当）をもって充てる。

２　管理責任者は、統括責任者を補佐するとともに、第９条の事前確認、相談対応のほか、この規程に定める業務を行う。

（輸出管理委員会）

第８条　輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者のもとに輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 輸出管理に関する規程等に関する事項

(2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項

(3) 教職員等に対する研修及び啓発活動に関する事項

(4) 輸出管理に関する監査に関する事項

(5) その他輸出管理に関する重要事項

３　委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、委員長は、統括責任者とする。

(1) 統括責任者

(2) 管理責任者

(3) その他統括責任者が必要と認めた者

４　統括責任者は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

（事前確認）

第９条　教職員等は、取引を行おうとする場合は、統括責任者が別に定める事前確認シートに基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術又は基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認シートによる事前確認を省略することができる。

２　教職員等は、前項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合は、次条から第１２条までの確認を行い、第１３条の取引審査の手続を行わなければならない。

３　教職員等は、第１項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合は、当該取引を行うことができる。

（該非判定）

第１０条　教職員等は、前条第２項に規定する場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて、統括責任者が別に定める該非判定票により、該非判定を行うものとする。

２　該非判定は、次に掲げるとおり行う。

(1)　本学で研究及び開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、外為法等に基づきリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを判定する。

(2) 本学以外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先から提出を受けた該非判定書等により、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等の提出を受けることなく前号の手続により該非判定ができる場合は、入手先からの該非判定書等の入手を省略することができる。

（用途確認）

第１１条　教職員等は、第９条第２項に規定する場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、統括責任者が別に定める「用途」チェックシート及び明らかガイドラインシートにより確認するものとする。

（需要者等確認）

第１２条　教職員等は、第９条第２項に規定する場合は、当該技術又は貨物の需要者等が次に掲げる事項に該当するかについて、統括責任者が別に定める「需要者」チェックシートにより確認するものとする。

(1) 技術又は貨物の提供に係る関係者の存在又は身元に不審な点がある。

(2) 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに掲載されている。

(3) 大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等を行っていること又は行っていたことが、入手した資料等への記載又はその他の情報により確認できる。

(4)　軍若しくは軍関係機関若しくはこれらに類する機関又はこれらの所属者である。

（取引審査）

第１３条　教職員等は、第９条第２項に規定する場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から、統括責任者が別に定める審査票を起票し、管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査を受け、その承認を得なければならない。

２　前項の審査票には、仕向地、技術又は貨物の名称、需要者等、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

３　統括責任者は、第１項に規定する審査において必要と認める場合は、委員会を開催し、当該内容について審議することができる。

（許可申請）

第１４条　統括責任者は、前条第１項の承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、経済産業大臣に対して、許可の申請を行うものとする。

２　前項の許可を要する取引について、教職員等は、当該許可を得ていることを確認しない限り、当該取引を行ってはならない。

（技術の提供管理）

第１５条　教職員等は、技術の提供を行う場合は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

(1) 第９条の事前確認及び第１３条の取引審査の手続が終了し、当該手続開始時から提供する技術の内容に変更がないこと。

(2) 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない技術の提供については、当該許可を得ていること。

２　前項第１号の確認において､第９条の事前確認により取引可と承認された場合は、第１３条の取引審査の手続の確認を要さない。

３　教職員等は、第１項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

（貨物の出荷管理）

第１６条　教職員等は、貨物の輸出を行う場合は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

(1) 第９条の事前確認及び第１３条の取引審査の手続が終了し、当該手続開始時から輸出する貨物の内容に変更がないこと。

(2) 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない貨物の輸出については、当該許可を得ていること。

(3) 出荷される貨物が、出荷書類の記載内容と同一のものであること。

２　前項第１号の確認において､第９条の事前確認により取引可と承認された場合は、第１３条の取引審査の手続の確認を要さない。

３　教職員等は、第１項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

４　教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止め、管理責任者に報告しなければならない。

５　管理責任者は、前項の事故の報告を受けた場合は、事実関係を把握し、統括責任者と協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。

６　統括責任者は、前項に規定する事故の発生及び講じた措置について、速やかに最高責任者に報告しなければならない。

（文書管理又は記録媒体の保存）

第１７条　教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示のもと、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録について、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、１０年間保管しなければならない。

（監査）

第１８条　管理責任者は、統括責任者の指示のもと、本学の輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に実施するものとする。

（教育）

第１９条　管理責任者は、統括責任者の指示のもと、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、適切な輸出管理の実施を図るため、教職員等に対し計画的に教育を行うものとする。

（報告）

第２０条　教職員等は、外為法等又はこの規程に違反する事実又は違反のおそれのある事実を知った場合は、その旨を速やかに管理責任者に報告しなければならない。

２　管理責任者は、前項の報告があった場合は、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

３　統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときは、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するものとする。

４　最高責任者は、前項の報告があった場合は、遅滞なく関係行政機関に報告するとともに、その再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

（庶務）

第２１条　この規程に関する庶務は、総務部研究・地域連携課が行う。

（その他）

第２２条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この規程は、令和８年１月２１日から施行する。

# 公立大学法人下関市立大学における研究インテグリティの確保に関する規程

令和８年２月 26 日
規　程　第　５　号

（目的）

第１条　この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　研究インテグリティ　研究活動の国際化及びオープン化に伴う新たなリスク（外国・地域からの不当な影響による利益相反、責務相反、技術流出等をいう。）に対して確保が求められる、研究の健全性・公正性をいう。

(2)　研究インテグリティ・マネジメント　研究インテグリティの自律的な確保に向け、適切なリスクマネジメントを行い、国際的に信頼のある研究環境を構築することをいう。

(3)　研究者　本学教員並びに本学の研究費及び外部資金（科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金等を含む。）を執行する名誉教授、客員教授等、特別研究員又は学生をいう。

（理事長の責務）

第３条　理事長は、法人における研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

（研究者の責務）

第４条　研究者は、研究の国際化及びオープン化に伴う新たなリスクを認識するとともに、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について法人、その他所属機関等に開示を行うものとする。

（研究インテグリティ・マネジメント統括責任者）

第５条　法人に、研究インテグリティ・マネジメントに関する業務を統括するため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

（研究インテグリティ・マネジメント委員会の設置）

第６条　法人に、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の審議事項）

第７条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等に関する事項

(2) 研究インテグリティの確保に係る要請等への対応に関する事項

(3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項

(4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項

(5) その他法人の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

（委員会の組織）

第８条　委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 統括責任者

(2) 副学長（研究担当）

(3) 事務局長

(4) その他統括責任者が必要と認めた者

２　審議の内容が委員会の委員に係る事項である場合は、当該委員は、当該審議に参加することができない。

（任期）

第９条　前条第１項第４号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、委員の任期は、統括責任者である学長の任期の終期を超えないものとする。

（意見の聴取）

第１０条　委員会は､必要があると認めたときは､委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（専門委員会の設置）

第１１条　統括責任者は、研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があると判断した場合は、委員会に専門委員会を置くことができる。

２　専門委員会の委員その他必要な事項は、事案に応じ、統括責任者が別に定める。

３　専門委員会の審議の内容が学長に係る事項である場合は、前２項の規定中「統括責任者」とあるのは､「副学長（研究担当)」とする。

（相談窓口の設置）

第１２条　研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を総務部研究・地域連携課に置く。

（確認書の提出）

第１３条　研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすために必要な情報について、適切な開示を行っているかの確認のため、毎年度、統括責任者

が別に定める研究インテグリティの確保に関する確認書を、統括責任者に提出しなければならない。

（庶務）

第１４条　この規程に関する庶務は、総務部研究・地域連携課が行う。

（その他）

第１５条　この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この規程は、令和８年２月２６日から施行する。

# 研究インテグリティの確保に向けた取組み概略図

登録内容の更新による
適切な情報発信・公開

**researchmap ，e-Radなど**

**研究者**

- 各種情報開示・報告等
- 確認書の提出（年１回）

リスクが懸念される場合等は要相談

**事務担当部署**
（秘書・人事課、研究・地域連携課など）

**相談窓口**（研究・地域連携課）

従来の規程に基づく委員会等での対応ではなく
各種情報を総合的に判断しマネジメントが必要な場合

**研究インテグリティ・マネジメント委員会**

統括責任者からリスクに対する指示等

【情報開示・報告の例】
- ●兼業　⇒公立大学法人下関市立大学職員兼業規程
- ●役職・称号の取得（国内外）
- ●国内外からの研究資金・寄附金・物品・役務の受入れ
- ●共同研究契約、覚書（MOU）、国際共同研究の実施
- ●海外学会参加、長期出張・留学・招聘など国外活動
- ●客員研究員の受入れ、研究室へのアクセス権限変更

【相談の例】
- ●海外研究機関や企業から共同研究やデータ提供の打診を受けた
- ●外国企業等から研究費や謝金の提供を提案された
- ●利益相反・責務相反が発生しそうな状況にある
- ●成果やデータの国外提供（メール送付、クラウド共有、USB持出等）に該当するか判断に迷う
- ●規程で定める手続きが必要か不明な場合

## 研究インテグリティの全体構成

研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対し、
対応を進める部分

新たに求められる部分
（研究活動の透明性を確保し説明責任を果たすといった
研究者や研究組織としての「規範」）

従来、国（政府）が明示的に対応を進めてきた部分

産学連携による利益相反・責務相反に対する適切な対応や、
安全保障貿易管理等の法令順守などに関する部分

→ 公立大学法人下関市立大学利益相反マネジメント規程

→ 公立大学法人下関市立大学安全保障輸出管理規程

不正行為（捏造、改ざん、盗用）への対応としての部分

その他不正行為（二重投稿、不適切なオーサーシップ）への対応として部分

→ 公立大学法人下関市立大学における研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程

# データサイエンス研究科　時間割・教室割表 【補正後】

データサイエンス研究科
データサイエンス研究科（夜間・土曜日）
データサイエンス学部

## 春　学　期　時間割・教室割

| 曜日 | 教室 | 形態 | 定員 | 1限 | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 7限 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月 | D-101 | 一般 | 100 | データサイエンス入門<br>村重　慎一郎 | | カテゴリカルデータ解析演習<br>田中　信彦　　3年 | | | | |
| | D-102 | 一般 | 30 | | 研究倫理<br>趙　彩尹　　1年 | | | | | |
| | D-103 | 一般 | 30 | | | 数理情報解析<br>酒井　浩　　1年 | | | | |
| | D-104 | 一般 | 30 | | | | | | | |
| | 研究室 | 一般 | 24 | | | | DSプロジェクト<br>全員　　3年 | 研究指導１<br>研究指導教員　　2年 | 研究指導１<br>研究指導教員　　2年 | |
| 火 | D-101 | 一般 | 100 | 保健医療学概論<br>徐　明 | E-コマース論<br>松本　義之　　3年 | 情報社会及び情報倫理<br>古川　健一 | 経営情報概論<br>松本　義之 | 定量的データ解析演習<br>田中　信彦　　3年 | | |
| | D-102 | 一般 | 30 | | | データサイエンス基礎<br>村重　慎一郎 | 統計的モデリング<br>和多田　淳三　　3年 | | | |
| | D-103 | 一般 | 30 | 機械学習応用<br>山根　智　　1年 | 多変量解析<br>和多田　淳三　　1年 | | データベース特論<br>古川　哲也　　1年 | 数理最適化特論<br>藪内　賢之　　1年 | ビジネス意思決定支援特論<br>藪内　賢之　　1年 | |
| | D-104 | 一般 | 30 | | | | 情報科教育法Ⅰ<br>山田　雅之　　3年 | | 予防疫学研究特論<br>金城　芳秀　　1年 | 生物統計学的コンサルティング特論<br>中上　裕有樹　　1年 |
| | 研究室 | 一般 | 24 | | | | | | | |
| 水 | D-101 | 一般 | 100 | | 数理統計学<br>近藤　宏樹 | マーケティング・リサーチ<br>中岡　伊織　　3年 | オペレーションズリサーチ<br>古川　哲也　　3年 | データマイニング<br>古川　哲也　　3年 | | |
| | D-102 | 一般 | 30 | | | 確率統計学<br>近藤　宏樹　　1年 | | | 生成AI特論<br>渡邉　志　　1年 | |
| | D-103 | 一般 | 30 | | | | | | | |
| | D-104 | 一般 | 30 | | | | | | | |
| | 研究室 | 一般 | 24 | | | | | | | |
| 木 | D-101 | 一般 | 100 | | | 解析学<br>酒井　浩 | 統計的社会調査法<br>中上　裕有樹　　3年 | | | |
| | D-102 | 一般 | 30 | 研究倫理<br>趙　彩尹 | 薬理学概論<br>松浦　建二　　3年 | 生成AI特論<br>渡邉　志　　1年 | | | | |
| | D-103 | 一般 | 30 | | | 遺伝学概論<br>徐　明　　3年 | | | | |
| | D-104 | 一般 | 30 | | | | | | | |
| | 研究室 | 一般 | 24 | | | | DS研究１<br>研究指導教員　　1年 | 研究指導１<br>研究指導教員　　2年 | DS研究１<br>研究指導教員　　1年 | 研究指導１<br>研究指導教員　　2年 |
| 金 | D-101 | 一般 | 100 | デジタル信号処理技術<br>坂東　幸浩　　3年 | 数学基礎<br>近藤　宏樹 | 回帰分析<br>藪内　賢之 | 機械学習<br>山根　智　　3年 | | | |
| | D-102 | 一般 | 30 | | 予防疫学研究特論<br>金城　芳秀　　1年 | データベース<br>古川　哲也 | ビジネス意思決定支援特論<br>藪内　賢之　　1年 | | データベース特論<br>古川　哲也　　1年 | 数理最適化特論<br>藪内　賢之　　1年 |
| | D-103 | 一般 | 30 | | 表データ数理解析演習<br>酒井　浩　　3年 | | | | | |
| | D-104 | 一般 | 30 | | | | 生物統計学的コンサルティング特論<br>中上　裕有樹　　1年 | | | |
| | 研究室 | 一般 | 24 | | | | | 卒業研究<br>4年 | | |
| 土 | D-101 | 一般 | 100 | | | | | | | |
| | D-102 | 一般 | 30 | 研究倫理<br>趙　彩尹　　1年 | 確率統計学<br>近藤　宏樹　　1年 | 数理情報解析<br>酒井　浩　　1年 | 機械学習応用<br>山根　智　　1年 | 多変量解析<br>和多田　淳三　　1年 | | |
| | D-103 | 一般 | 30 | | | | | | | |
| | D-104 | 一般 | 30 | | | | | | | |
| | 研究室 | 一般 | 24 | | | | | | | |

## 秋　学　期　時間割・教室割

| 曜日 | 教室 | 形態 | 定員 | 1限 | 2限 | 3限 | 4限 | 5限 | 6限 | 7限 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月 | D-101 | 一般 | 100 | | 疫学・公衆衛生学概論<br>金　珉智 | | | 幾何学<br>石原　海 | | |
| | D-102 | 一般 | 30 | 情報科教育法Ⅱ<br>山田　雅之　　3年 | | | | | 質的調査方法論<br>加藤　秀男　　1年 | |
| | D-103 | 一般 | 30 | | | | | データサイエンス入門演習<br>村重　慎一郎 | | |
| | D-104 | 一般 | 30 | | プロジェクト演習<br>近藤、松浦、福田　1年 | | | | | |
| | 研究室 | 一般 | 24 | | | DSプロジェクト<br>全員　　3年 | 卒業研修<br>4年 | 研究指導２<br>研究指導教員　　2年 | 研究指導2<br>研究指導教員　　2年 | |
| 火 | D-101 | 一般 | 100 | | 情報システム論<br>福田　龍樹 | アルゴリズム論<br>山根　智 | ビジネスデータ分析<br>中岡　伊織　　3年 | | | |
| | D-102 | 一般 | 30 | | | 情報通信特論<br>福田　龍樹　　1年 | 統計的社会調査法演習<br>中上　裕有樹　　3年 | | | 統計的社会調査方法論<br>中上　裕有樹　　1年 |
| | D-103 | 一般 | 30 | | ベイズ統計学<br>近藤　宏樹 | コロキアムⅡ<br>中岡　伊織　　3年 | ネットワーク分析特論<br>坂東　幸浩　　1年 | | | |
| | D-104 | 一般 | 30 | | | ソーシャルメディア分析特論<br>松本　義之　　1年 | 人工知能概論<br>白濱　成希 | | | |
| | 研究室 | 一般 | 24 | | | | | 課題演習<br>研究指導教員　　1年 | 課題演習<br>研究指導教員　　1年 | |
| 水 | D-101 | 一般 | 100 | データ分析演習<br>藪内・古川・田中　3年 | 線形代数学<br>酒井　浩 | ネットワーク技術論<br>坂東　幸浩 | コロキアムⅠ<br>坂東　幸浩 | 情報学概論<br>山根　智 | | |
| | D-102 | 一般 | 30 | | 数理最適化<br>藪内　賢之　　3年 | 社会ネットワーク分析<br>古川　哲也　　3年 | | | | |
| | D-103 | 一般 | 30 | データ分析演習<br>藪内・古川・田中　3年 | バイオインフォマティクス<br>田中　信彦　　3年 | | 情報と職業<br>山根　智 | 数学科教育法Ⅱ<br>有元　康一 | | |
| | D-104 | 一般 | 30 | | 統計的社会調査方法論<br>中上　裕有樹　　1年 | ヘルスデータ分析特論<br>田中　信彦　　1年 | | | ネットワーク分析特論<br>坂東　幸浩　　1年 | |
| | 研究室 | 一般 | 24 | | | | | | | |
| 木 | D-101 | 一般 | 100 | | | カテゴリカルデータ解析<br>和多田　淳三 | | | | |
| | D-102 | 一般 | 30 | | | テキストマイニング<br>松本　義之　　3年 | 確率論<br>近藤　宏樹 | | | |
| | D-103 | 一般 | 30 | | | オペレーションズリサーチ特論<br>古川　哲也　　1年 | | | | |
| | D-104 | 一般 | 30 | 質的調査方法論<br>加藤　秀男　　1年 | 先端薬理学特論<br>松浦　健二　　1年 | 保健医療学特論<br>徐　明　　1年 | | | | |
| | 研究室 | 一般 | 24 | | | | DS研究２<br>研究指導教員　　1年 | 研究指導２<br>研究指導教員　　2年 | DS研究２<br>研究指導教員　　1年 | 研究指導２<br>研究指導教員　　2年 |
| 金 | D-101 | 一般 | 100 | DSプログラミング入門<br>白濱　成希 | 表データ数理解析<br>酒井　浩 | 時系列解析<br>藪内　賢之 | 定量的データ解析<br>藪内　賢之 | データサイエンス演習<br>福田　龍樹 | | |
| | D-102 | 一般 | 30 | 医療健康情報学<br>非常勤　　3年 | 生物統計学<br>中上　裕有樹　　3年 | データハンドリング<br>山根　智 | 臨床研究概論<br>中上　裕有樹　　3年 | 経営情報システム論<br>中岡　伊織 | ヘルスデータ分析特論<br>田中　信彦　　1年 | |
| | D-103 | 一般 | 30 | パターン認識<br>坂東　幸浩　　3年 | | | | | オペレーションズリサーチ特論<br>古川　哲也　　1年 | |
| | D-104 | 一般 | 30 | | ビジネスデータ分析特論<br>中岡　伊織　　1年 | | テキストマイニング特論<br>松本　義之　　1年 | | | |
| | 研究室 | 一般 | 24 | | | | | | | |
| 土 | D-101 | 一般 | 100 | | | | | | | |
| | D-102 | 一般 | 30 | ビジネスデータ分析特論<br>中岡　伊織　　1年 | 先端薬理学特論<br>松浦　健二　　1年 | 保健医療学特論<br>徐　明　　1年 | テキストマイニング特論<br>松本　義之　　1年 | 情報通信特論<br>福田　龍樹　　1年 | | |
| | D-103 | 一般 | 30 | | | ソーシャルメディア分析特論<br>松本　義之　　1年 | | | | |
| | D-104 | 一般 | 30 | | | | | | | |
| | 研究室 | 一般 | 24 | | | | | | | |

# 学術雑誌及びデジタルデータベースの一覧

## 学術雑誌

【国内誌】

| No | 雑誌名 | 出版社 | 購読形態 |
|---|---|---|---|
| 1 | システム／制御／情報 | システム制御情報学会 | 冊子 |
| 2 | 行政＆情報システム | 行政情報システム研究所 | 冊子 |
| 3 | Journal of the Operations Research Society of Japan（日本オペレーションズ・リサーチ学会論文誌） | 日本オペレーションズ・リサーチ学会 | 冊子 |
| 4 | 日本情報経営学会誌 | 日本情報経営学会 | 冊子 |
| 5 | 情報処理 | 情報処理学会 | 冊子 |
| 6 | 計算機統計学 | 日本計算機統計学会 | 冊子 |
| 7 | Interface | CQ出版社 | 冊子 |
| 8 | 電子情報通信学会誌 | 電子情報通信学会 | 冊子 |
| 9 | 映像情報メディア学会誌 | 映像情報メディア学会 | 冊子 |

【外国誌】

| No | 雑誌名 | 出版社 | 購読形態 |
|---|---|---|---|
| 1 | IEEE Xplore　(431タイトル) | IEEE | 電子 |
| 2 | International Journal of Human-Computer Studies | Elsevier | 電子 |
| 3 | Lancet | Elsevier | 電子 |
| 4 | Advances in Medical Sciences | Elsevier | 電子 |
| 5 | Advances in Oncology | Elsevier | 電子 |
| 6 | Computational Statistics & Data Analysis | Elsevier | 電子 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 7 | Statistics & Probability Letters | Elsevier | 電子 |
| 8 | Science | American Ass'n for the Advancement of Science | 電子 |
| 9 | Biostatistics & Epidemiology | Taylor and Francis | 電子 |

データベース

【国内品】

| No | 品名 | 出版社 |
|---|---|---|
| 1 | 日経テレコン21 | 日経メディアマーケティング |
| 2 | 日経BP記事検索サービス | 日経BP |

【外国品】

| No | 品名 | 出版社 |
|---|---|---|
| 1 | Web of Science (SSCI:社会科学、AHCI:人文社会、SCIE:自然科学)<br>※InCites Journal Citation Reports (JCR)を含む | Clarivate |

その他（文献ダウンロードサービス）

【外国品】

| No | 品名 | 出版社 |
|---|---|---|
| 1 | Nature.com Content on Demand | Springer Nature |

# 下関市内５高等教育機関附属図書館相互利用協定書

下関市立大学、水産大学校、東亜大学、梅光学院大学及び下関短期大学（以下「５高等教育機関」という。）は、５高等教育機関が設置する附属図書館の相互利用について、次のとおり協定を締結する。

（他の高等教育機関の附属図書館の利用）

第１条　５高等教育機関は、５高等教育機関の一に在籍する教職員及び学生が相互に５高等教育機関の附属図書館を利用することを認める。

（身分の確認）

第２条　前条の規定により他の高等教育機関の附属図書館を利用する学生は、常に学生証を携行し、必要に応じてこれを提示する。教職員については、別に定める。

（利用の条件）

第３条　附属図書館の利用に際しては、各附属図書館の利用規程に従うものとする。ただし、相互利用による図書の貸出は、次のとおりとする。

（1）　貸出冊数　３冊以内

（2）　貸出期間　２週間以内

２　各附属図書館は、利用者に利用年度のみ有効の利用者証を発行する。

（協定の改定）

第４条　本協定は、５高等教育機関の協議と合意のもとに、必要に応じて改正することができる。

（利用の実施）

第５条　本協定に定めるもののほか、附属図書館の利用の実施において必要な事項は別に定める。

（発効等）

第６条　本協定は、2011年４月25日から発効する。

２　下関市立大学・水産大学校・東亜大学・梅光学院大学四大学附属図書館相互利用協定書（2003年４月１日発効）は、本協定の発効をもって廃止する。

2011 年 4 月 25 日

下関市立大学

荘野 喜弘

水産大学校

鷲尾圭司

東亜大学

櫛田宏治

梅光学院大学

中野新治

下関短期大学

花岡康次郎

# 下関市立大学の運営組織等に関する規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人下関市立大学定款（平成１８年９月２７日制定。以下「定款」という。）及び下関市立大学学則（平成１９年規則第１号。以下「学則」という。）に基づき、下関市立大学（以下「本学」という。）の運営組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員　公立大学法人下関市立大学に所属する教員及び事務職員（主として大学の事務をつかさどる職員をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 部局長　第４条から第８条までに規定する職に任命された者をいう。

（学長）

第３条　学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者をもって充てる。

２　学長は、定款第１７条第１項第７号の規定により理事会が推薦する学長候補者から定款第１１条第２項に規定する学長選考会議の申出に基づき理事長が任命する。

３　学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

（副学長）

第３条の２　副学長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

２　副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

３　副学長を２人以上置く場合の職務分担は、学長が別に定める。

４　副学長の任期は、２年とし、再任を妨げない。

５　前項の規定にかかわらず、副学長の任期は、選考した学長の任期の終期を超えないものとする。

（大学院長）

第３条の３　大学院長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

２　大学院長は、大学院組織を掌握し、大学院全体の企画、運営及び管理に関する業務を統督する。

３　大学院長の任期は、４年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の大学院長の任期は、前任者の残任期間とする。

（研究機構長）

第３条の４　研究機構長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

２　研究機構長の任期は、２年とし、再任を妨げない。

３　前項の規定にかかわらず、研究機構長の任期は、選考した学長の任期の終期を超えないものとする。

（教育・学生支援機構長）

第３条の５　教育・学生支援機構長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

２　教育・学生支援機構長の任期は、２年とし、再任を妨げない。

３　前項の規定にかかわらず、教育・学生支援機構長の任期は、選考した学長の任期の終期を超えないものとする。

（学部長）

第４条　学部長は、学部の教授をもって充てる。

２　学部長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

３　学部長は、学長を助け、学部に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

（教養教職機構長）

第４条の２　学則第３条の２に規定する教養教職機構に教養教職機構長を置き、教養教職機構の教授をもって充てる。

２　教養教職機構長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

３　教養教職機構長は、教養教職機構に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

（研究科長）

第５条　学則第４条に規定する大学院の研究科（以下「研究科」という。）に研究科長を置き、研究指導教員である教授をもって充てる。

２　研究科長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

（専攻科長）

第５条の２　学則第４条の２に規定する特別支援教育特別専攻科に専攻科長を置き、特別支援教育特別専攻科の教授をもって充てる。

２　専攻科長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

３　専攻科長は、特別支援教育特別専攻科に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

（図書館長）

第６条　学則第９条に規定する附属図書館に図書館長を置き、教授、准教授又は事務職員をもって充てる。

２　図書館長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

３　図書館長は、附属図書館に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

（リカレント教育センター長）

第７条　学則第９条に規定する附属リカレント教育センターにリカレント教育センター長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

２　リカレント教育センター長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

３　リカレント教育センター長は、附属リカレント教育センターに関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

（ＵＲＡ室長）

第７条の２　ＵＲＡ室にＵＲＡ室長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

２　ＵＲＡ室長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

３　ＵＲＡ室長は、ＵＲＡ室に関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

（国際交流センター長）

第７条の３　学則第９条に規定する国際交流センターに国際交流センター長を置き、教授、准教授又は事務職員をもって充てる。

２　国際交流センター長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

３　国際交流センター長は、国際交流センターに関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

（相談支援センター長）

第７条の４　学則第９条に規定する相談支援センターに相談支援センター長を置き、教授、准教授又は事務職員をもって充てる。

２　相談支援センター長は、学長の申出に基づき理事長が任命する。

３　相談支援センター長は、相談支援センターに関する業務を掌理し、担当職員を統督する。

（事務組織）

第８条　学則第１０条に規定する事務局（以下「事務局」という。）に事務局長を置き、理事長が指名する理事又は事務職員をもって充てる。

２　事務局長は、事務局に関する業務を掌理し、所属する事務職員を指揮監督するとともに、事務組織及び事務職員について調整する。

３　前２項に定めるもののほか事務組織について必要な事項は、別に定める。

（副学部長）

第９条　本学の学部に副学部長を置き、学部の教授又は准教授をもって充てる。

２　副学部長は、学部長の推薦に基づき学長が決定する。

３　副学部長は、学部長の業務を補佐して学部に関する校務をつかさどる。

（任期）

第１０条　部局長（事務局長を除く。以下この条において同じ。）及び副学部長の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部局長及び副学部長の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第１１条　学則第１０条の事務組織に専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、高度の専門的知識又は経験を必要とする特定の分野の事務を処理す

るとともに、専門的見地から部局長及び事務組織を補佐する。
３　専門委員に関し必要な事項は、別に定める。
（教授会）
第１２条　本学の学部等に教授会を置く。
２　教授会に関し必要な事項は、別に定める。
（研究科委員会）
第１３条　研究科に研究科委員会を置く。
２　研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。
第１４条　削除
（各種委員会）
第１５条　本学の教育研究に関し、学長又は部局長の職務を補佐するため、各種委員会を置くことができる。
２　各種委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。
（雑則）
第１６条　この規程に定めるもののほか、本学の運営組織等に関し必要な事項は、別に定める

# 下関市立大学大学院運営会議規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、下関市立大学大学院学則（平成１９年規則第２号）第６条第４項の規定に基づき大学院運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　運営会議は、次の事項を所掌する。

(1) 大学院の企画及び運営に関する重要事項の審議

(2) 大学院長の業務に対する補佐及び諮問

(3) 前２号に掲げるもののほか大学院の運営に関する必要な事項

（構成）

第３条　運営会議は、大学院長及び研究科長をもって組織する。

（議長等）

第４条　運営会議に議長及び副議長を置く。

２　運営会議の議長は、大学院長をもって充てる。

３　運営会議の副議長は、議長の推薦により定める。

（議長等の責務）

第５条　議長は、運営会議の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

２　議長に事故があるときは、副議長がその職務を代行する。

（議事）

第６条　会議は、議長が招集する。

２　会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（議事録）

第７条　議長は、会議の議事について議事録を作成しなければならない。

（庶務）

第８条　運営会議の庶務は、学務部教務課において行う。

（その他）

第９条　この規程に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、議長がこれを定める。

# 下関市立大学大学院研究科委員会規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、下関市立大学大学院学則（平成１９年規則第２号。以下「大学院学則」という。）第６条の２第４項及び下関市立大学の運営組織等に関する規程（平成１９年規程第３号）第１３条第２項の規定に基づき研究科委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　委員会は､学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べる。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定めるもの

２　委員会は、前項に定めるもののほか、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（構成）

第３条　委員会は、当該研究科に所属する本学の専任教員をもって構成する。

２　前項の規定にかかわらず、大学院学則第６条の２第３項の規定に基づき研究科の領域ごとに委員会を置く場合は、当該領域に所属する本学の専任教員をもって構成するものとする。

（委員長等）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員会の委員長は、研究科長をもって充てる。ただし、大学院学則第６条の２第３項の規定に基づき研究科の領域ごとに委員会を置く場合の委員長は、学長が指名する。

３　委員会の副委員長は、委員長の推薦により定める。

（委員長等の責務）

第５条　委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

２　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

（議事）

第６条　会議は、委員長が招集する。

２　会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（議事録）

第７条　議長は、会議の議事について議事録を作成しなければならない。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、学務部教務課において行う。

（その他）

第９条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

# 公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議規程

平成 19 年 4 月 1 日
規　程　第　5　号

**改正**　平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号
平成 21 年 3 月 27 日規程第 15 号
平成 22 年 12 月 20 日規程第 34 号
平成 27 年 3 月 25 日規程第 31 号
令和 2 年 7 月 31 日規程第 59 号
令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号
令和 4 年 6 月 29 日規程第 18 号
令和 5 年 4 月 26 日規程第 22 号
令和 7 年 4 月 23 日規程第 15 号

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）の経営に関する重要事項並びに法人及び下関市立大学における自己点検評価等に関する事項を審議するために設置される公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議（以下「経営戦略会議」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　経営戦略会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 将来計画、中期目標及び中期計画に関すること。

(2) 全学的な課題及び法人の運営に係る重要事項の調整等に関すること。

(3) 法人の改革に関する施策の提案及びその推進に関すること。

(4) 自己点検評価に関すること。

(5) 認証評価機関及び下関市公立大学法人評価委員会の評価に関すること。

（構成）

第３条　経営戦略会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 理事長

(2) 学長

(3) 常勤の理事

(4) 副学長

(5) 事務局長、経営企画部長及び総務部長

(6) 学務部長、入試部長及びキャリアセンター長

(7) その他理事長が必要と認めた職員

（議長）

第４条　経営戦略会議の会議（以下「会議」という。）に議長を置き、理事長をもって充てる。

２　議長は会議を主宰する。

３　議長に事故があるときは、学長がその職務を代行する。

（議事）

第５条　会議は、必要に応じて議長が招集する。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第６条　議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

（議事録）

第７条　議長は、会議の議事について議事録を作成するものとする。

（庶務）

第８条　経営戦略会議の庶務は、経営企画部企画課において行う。

（その他）

第９条　この規程に定めるもののほか、経営戦略会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成 21 年 3 月 27 日規程第 15 号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年 12 月 20 日規程第 34 号）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年 3 月 25 日規程第 31 号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和 2 年 7 月 31 日規程第 59 号）

この規程は、令和２年７月３１日から施行する。

附　則（令和 3 年 3 月 31 日規程第 44 号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和 4 年 6 月 29 日規程第 18 号）

この規程は、令和４年７月１日から施行する。

附　則（令和 5 年 4 月 26 日規程第 22 号）

この規程は、令和５年５月１日から施行する。

附　則（令和 7 年 4 月 23 日規程第 15 号）

この規程は、令和７年４月２３日から施行する。

# 下関市立大学ＦＤ・ＳＤ委員会規程

令和４年12月21日
規　程　第　３０　号

**改正**　令和６年１月24日規程第１号
令和６年３月27日規程第16号
令和７年２月26日規程第３号

（趣旨）

第１条　この規程は、下関市立大学の教員による教育の体系化と教育力の向上を図り、学生に対する教育の質を高めること（以下「ＦＤ」という。）、下関市立大学の職員としての大学事務、教育及び学生支援活動における能力と資質向上を図ること（以下「ＳＤ」という。）を目的として設置される下関市立大学ＦＤ・ＳＤ委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について活動する。

(1) ＦＤ・ＳＤ推進に関すること。

(2) 教員による教育力向上を図るための施策の企画及び実施に関すること。

(3) 職員の能力向上を図るための施策の企画及び実施に関すること。

(4) 職員の研修の企画及び実施に関すること。

(5) その他ＦＤ及びＳＤに関すること。

（構成）

第３条　委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 副学部長

(2) 教養教職副機構長

(3) 学務部教務課長

(4) 事務局総務部秘書・人事課長

(5) その他学長の指名する者

（任期）

第４条　前条第５号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前項の規定にかかわらず、前条第５号の委員の任期は、指名した学長の任期の終期を超えないものとする。

（委員長等）

第５条　委員会に委員長を置き、学長が指名する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議において議決を要するときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条　議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

（議事録）

第８条　委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、ＦＤに関することは学務部教務課、ＳＤに関することは事務局総務部秘書・人事課とし、全般事項については共管とする。

（その他）

第１０条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規程は、令和４年１２月２１日から施行する。

２　この規程の施行後初めて指名された第３条第５号の委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、令和７年３月３１日までとする。

附　則（令和６年１月 24 日規程第１号）

この規程は、令和６年１月２４日から施行する。

附　則（令和６年３月 27 日規程第 16 号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第１条及び第２条の規定は、令和６年３月２７日から施行する。

附　則（令和７年２月 26 日規程第３号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。



観



# 第2期下関市観光交流ビジョン

～多彩な魅力に感動が生まれる「にぎわい観光都市　下関」～

彩





体験





食

2025
－
2029



shimonoseki

《本市課題の整理》

観光を取り巻く様々な現状や観光動態調査、観光関連事業者等への振り返りアンケート及びワークショップの意見を踏まえ、以下のとおり、本市観光の課題を整理しました。

## 1　受入体制の強化

本市観光の喫緊の課題として、観光客が快適に観光し、滞在できる受入体制の強化が挙げられます。受入体制の強化を望む意見は事業者アンケートやワークショップ意見のほか、観光関連団体等からも寄せられているところです。

本市が選ばれる観光地として、快適で質の高い旅行経験を提供し、更なる観光需要の取り込みを図るためには、多様化、複雑化する国内外の観光客のニーズや動向に対応した受入体制の強化が必要となっています。

## 2　二次交通、渋滞対策

観光動態調査では、本市滞在中に不満を感じた項目として、「市内移動のしやすさ」が33.5%と最も高く、その他「渋滞」、「駐車場の不足」等が挙がっています。事業者アンケート評価結果やワークショップ意見も同様の傾向であり、市内滞在中の観光客の満足度向上や周遊促進のため、二次交通、渋滞対策が必要となっています。

## 3　情報発信の強化

観光動態調査では、本市への来訪契機として「元々本市を知っていた」との回答が全体の約７割を占め、本市観光情報サイトや SNS 等の観光情報による来訪は低い状況です。

市全体で誘客促進につながる効果的な観光情報発信やプロモーションの強化が必要となっています。

## 4　宿泊・滞在時間の延長につながる取組の推進

観光動態調査では、本市を訪れる観光客は「日帰り」が 52.1%と最も高く、宿泊を伴う旅程では「1 泊 2 日」が 24.8%と最も高くなっています。

宿泊先エリアは市内が約半数の 50.2%となっており、次いで県内他市、北九州市を含む福岡県、広島県等となっています。また、事業者ワークショップでは、宿泊率の低さと宿泊につながるイベントの不足が弱みとして抽出されており、観光産業の稼ぐ力を高め、観光消費額の拡大につなげていくためには、魅力的な観光コンテンツの開発など、滞在時間の延長と宿泊先として選ばれる取組が求められます。

## 5　観光産業の DX 化

本市においても少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進む中、観光産業においても労働力不足や経済の縮小に伴う観光消費の低迷が懸念されます。これらに対応し、観光産業の生産性の向上や経営の高度化のためには先進的なデジタル技術等の活用を図りながら観光分野の DX の推進が求められています。

## 6　市民自身が楽しむ機会の創出

市民意見聴取会では、地域住民視点での下関の魅力発信が十分でない、市民が積極的に観光に関与出来る環境が整えられていないとの意見が寄せられました。

市民には観光ガイドやインバウンドサポーターのほか、観光資源の保存、伝統文化の伝承など、日常の生活や活動を通じて観光を支えていただいていますが、更に多くの方に関わっていただくためには、市民自身も観光資源を存分に楽しむ機会を創出することを通じて、下関の魅力をもっと知っていただき、「自分もまた行きたい、人に紹介したい」と感じていただくことが大切です。

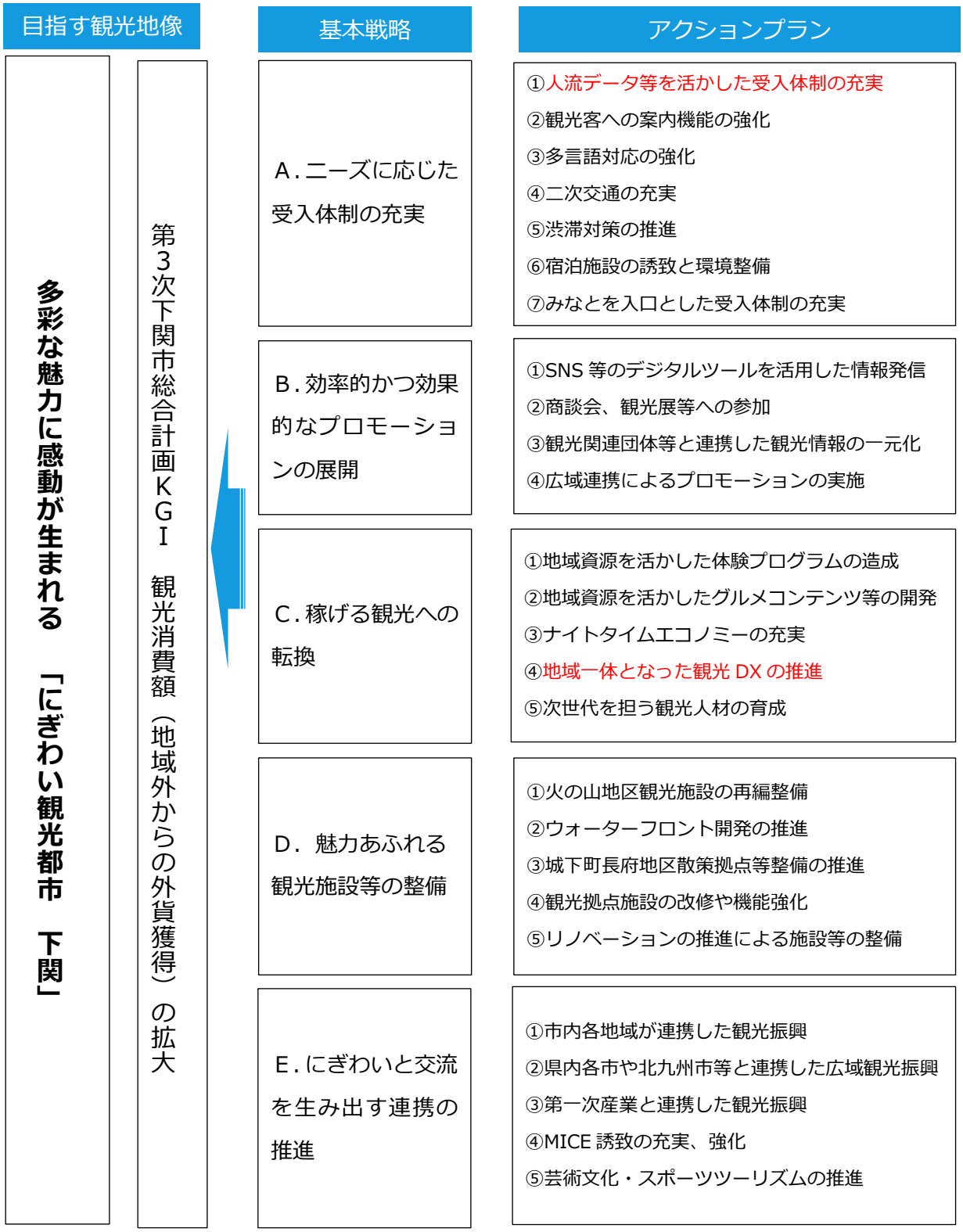
## 7　連携の推進

本市では各地域の観光関連団体等を中心に誘客促進や情報発信の取組が進められています。また、北九州市や長門市等と協働した誘客促進等の取組は一定の成果を上げているものの、事業者ワークショップでは、市内外との連携の不足が弱みとして抽出されており、関係団体、第一次産業及び小売業などの関連産業との更なる連携の推進が必要との意見も多く寄せられたところです。

人口減少が進む中、持続可能な観光地づくりの観点からも関係団体や関連産業のほか、行政区分や市内各地域の垣根を越えた、連携による観光振興施策の展開が必要となっています。

## 3-3 体系図

本市が目指す観光地像と、その実現に向けた 5 つの基本戦略、そしてこれを推進していくための施策の方向性を示したアクションプランを体系図として整理しています。



③ナイトタイムエコノミーの充実

・本市の課題として、観光客の多くが近隣県からの日帰り観光客で、滞在時間も 3 時間から半日程度と短い状況にあり、宿泊率の向上と宿泊につながるイベントの充実が課題となっています。

観光産業の稼ぐ力を高め、観光消費額の拡大につなげていくためには、滞在時間の延長とともに宿泊先として選ばれることが重要であることから、海響館や歴史的建造物等のライトアップによる良質な夜間景観の創出や夜間早朝イベント等の造成、また、飲食店をはじめとした魅力的な店舗の開業支援など、ナイトタイムエコノミー※の充実に官民一体で取り組み、滞在時間の延長や宿泊客の増加による観光消費額の拡大を図ります。

※夜間の活動を通じて地域の魅力や文化を発信し、経済活性化を図る取組。





④地域一体となった観光 DX の推進

・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことで、デジタルツールやネットワーク環境の整備による社会機能の DX 化が進んでおり、観光分野においても、デジタル技術を活用し、生産性の向上や経営の高度化に取り組む動きが進んでいます。

本市においても、観光産業の生産性の向上や経営の効率化は重要な課題であることから、観光客の利便性向上につながるオンライン予約やキャッシュレス決済などを推進し、デジタルツールを活用した観光地経営の高度化等への取組を支援するなど、官民が連携して地域一体となった観光 DX の推進に取り組みます。

⑤次世代を担う観光人材の育成

・本市においても、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進む中、観光産業においても労働力や人材の不足に伴う観光サービスの低下が懸念されています。

このような中、持続的な観光地経営の確立を目指すため、地域における財源、人材等の資源の安定的な確保や観光地経営を牽引する中核人材等の発掘に官民が連携して取り組みます。

また、的確なマーケティング等に資する面的な観光 DX 化の推進により、持続的な観光地経営を担う次世代の観光人材の育成に努めます。

# 令和５年度

# 下関市観光動態調査業務

# 調査報告書

令和６年３月

## 8.　人流データによる調査のまとめ(国内旅行客・訪日外国人)

国内旅行客・訪日外国人旅行客ともに来訪者数が多いエリアは唐戸市場やカモンワーフ、海響館等のスポットが集まる「あるかぽーと」や、赤間神宮等のスポットがある「幸町」であり、下関市への旅行客の大半がこのエリアを中心に周遊していると言える。

宿泊率は約 20%～25%で、宿泊客が多いエリアは「丸山町」や「伊崎町」で、訪日外国人旅行客は「細江新町」内への宿泊も多い傾向であった。

観光スポットへの来訪から宿泊までを下関市中心市街地での回遊にとどまる傾向が推測され、その他の観光スポットとの来訪率が大きく乖離している現状である。

また、旅行客の消費が期待できる飲食関連やショッピング関連施設も、来訪者数が多い中心市街地に集積している。

来訪エリアの一極集中は、交通渋滞の要因になることや、下関市に数ある観光スポットの魅力を伝えきれないことで他都市への周遊増加やリピート来訪率が上がらないことに繋がる等の懸念があり、来訪先の分散は課題であると言える。

## 9. 戦略提案

### 9.1. 各調査から見えた課題

(1)観光スポットの一極集中

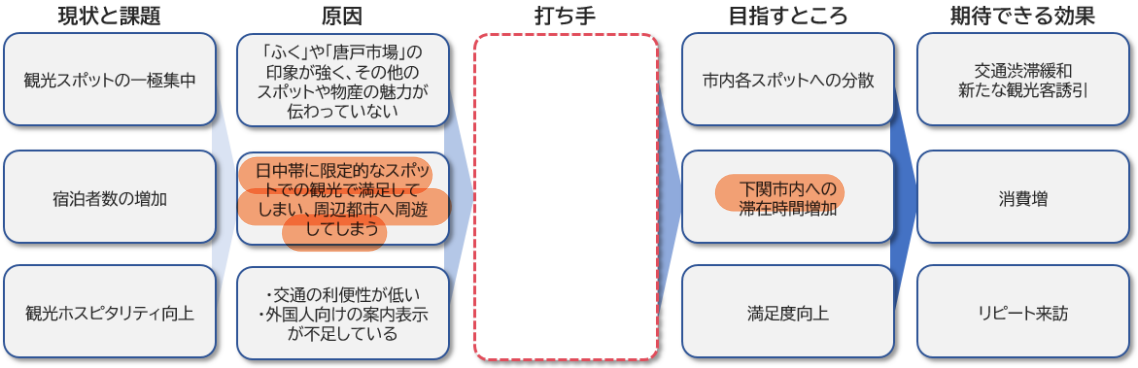
唐戸周辺エリアへの来訪が集中しており、市内各所への観光客分散が必要である。角島や川棚温泉、赤間神宮、巌流島、毘沙ノ鼻等の興味度が高いスポットへの誘引により、市内の周遊を促すことが求められるが、各スポットの認知度が低く観光客が旅マエに計画する周遊プランに含まれないことが推察される。

(2)宿泊者数の増加

国内観光客、訪日外国人観光客ともに現状は約２～３割程度の宿泊率であり、下関市内への宿泊を増やすことでさらなる消費が期待できる。

(3)観光ホスピタリティの向上

市内の移動のしやすさ、外国語対応については特に満足度が低いことから、観光客の不安や不便さを解消し快適に過ごせる時間を与えることで、リピート来訪につなげていくことが必要である。



# 第九次
# 下関市いきいきシルバープラン

## 高齢者福祉計画・介護保険事業計画





下関市 せきまる

令和6年(2024年)3月

下関市

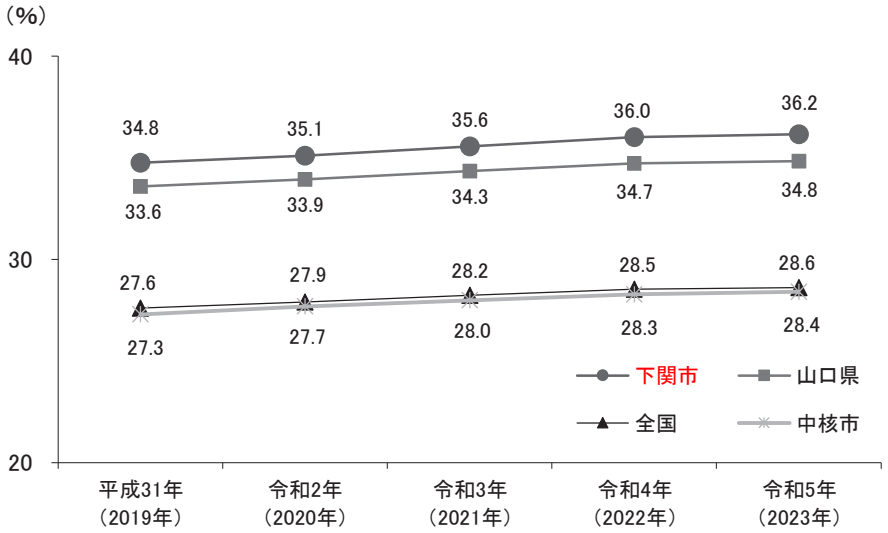


音声コード Uni-Voice

## （２）高齢化率等の山口県、全国、中核市との比較

本市の高齢化率は、全国及び中核市よりも7ポイント以上高く、山口県をやや上回る値で推移しています。

図表2-3　高齢化率の推移（下関市・山口県・全国・中核市）

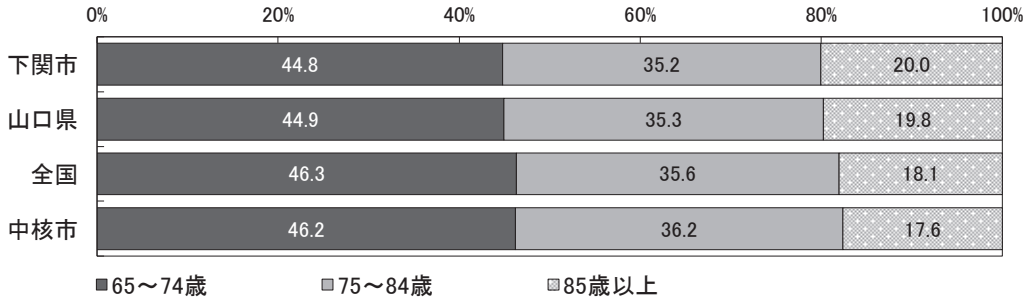



資料：住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

## （３）年齢区分別割合の山口県、全国、中核市との比較

本市の高齢者人口の年齢区分別割合は、65～74歳人口、75～84歳人口は全国及び中核市よりもやや低く、85歳以上人口は全国及び中核市よりもやや高くなっています。

図表2-4　高齢者人口の年齢区分別割合（下関市・山口県・全国・中核市）




資料：住民基本台帳人口（令和5年（2023年）1月1日現在）

## 3．要介護・要支援認定者数の現状と将来推計

### （1）要介護・要支援認定者数の推移と推計

令和5年（2023年）9月末時点の本市の要介護・要支援認定者数は19,416人であり、前年より減少しているものの、令和6年（2024年）以降増加することが見込まれ、第九次計画期間の最終年である令和8年（2026年）の推計値は19,733人、令和5年（2023年）と比較して101.6%となると見込まれます。

図表2-9　要介護・要支援認定者数の推移・推計

（単位：人）

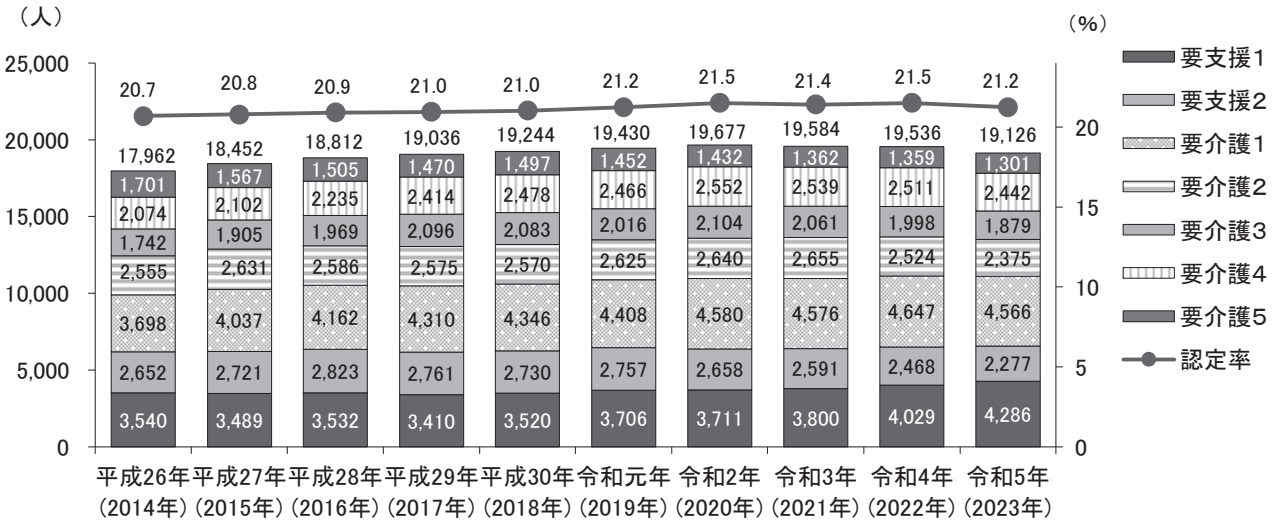
| | | 第八次計画期間 | | | 第九次計画期間 | | | 増加率（R8/R5） | 令和12年（2030年） | 令和17年（2035年） | 令和22年（2040年） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年（2021年） | 令和4年（2022年） | 令和5年（2023年） | 令和6年（2024年） | 令和7年（2025年） | 令和8年（2026年） | | | | |
| | | 実績 | 実績 | 実績 | 推計 | 推計 | 推計 | | 推計 | 推計 | 推計 |
| 要支援1 | 第1号 | 3,800 | 4,029 | 4,286 | 4,201 | 4,197 | 4,197 | 97.9% | 4,342 | 4,277 | 3,890 |
| | 第2号 | 26 | 34 | 41 | 40 | 40 | 39 | 95.1% | 37 | 33 | 28 |
| | 計 | 3,826 | 4,063 | 4,327 | 4,241 | 4,237 | 4,236 | 97.9% | 4,379 | 4,310 | 3,918 |
| 要支援2 | 第1号 | 2,591 | 2,468 | 2,277 | 2,302 | 2,307 | 2,313 | 101.6% | 2,363 | 2,357 | 2,196 |
| | 第2号 | 46 | 40 | 38 | 38 | 37 | 37 | 97.4% | 35 | 32 | 27 |
| | 計 | 2,637 | 2,508 | 2,315 | 2,340 | 2,344 | 2,350 | 101.5% | 2,398 | 2,389 | 2,223 |
| 要介護1 | 第1号 | 4,576 | 4,647 | 4,566 | 4,564 | 4,584 | 4,616 | 101.1% | 4,719 | 4,738 | 4,453 |
| | 第2号 | 74 | 63 | 64 | 68 | 66 | 66 | 103.1% | 63 | 57 | 48 |
| | 計 | 4,650 | 4,710 | 4,630 | 4,632 | 4,650 | 4,682 | 101.1% | 4,782 | 4,795 | 4,501 |
| 要介護2 | 第1号 | 2,655 | 2,524 | 2,375 | 2,450 | 2,464 | 2,486 | 104.7% | 2,543 | 2,586 | 2,505 |
| | 第2号 | 42 | 37 | 37 | 38 | 38 | 37 | 100.0% | 35 | 31 | 27 |
| | 計 | 2,697 | 2,561 | 2,412 | 2,488 | 2,502 | 2,523 | 104.6% | 2,578 | 2,617 | 2,532 |
| 要介護3 | 第1号 | 2,061 | 1,998 | 1,879 | 1,907 | 1,920 | 1,939 | 103.2% | 1,968 | 1,981 | 1,956 |
| | 第2号 | 40 | 36 | 31 | 33 | 33 | 32 | 103.2% | 31 | 27 | 24 |
| | 計 | 2,101 | 2,034 | 1,910 | 1,940 | 1,953 | 1,971 | 103.2% | 1,999 | 2,008 | 1,980 |
| 要介護4 | 第1号 | 2,539 | 2,511 | 2,442 | 2,482 | 2,502 | 2,530 | 103.6% | 2,573 | 2,605 | 2,581 |
| | 第2号 | 43 | 49 | 42 | 43 | 43 | 41 | 97.6% | 39 | 36 | 31 |
| | 計 | 2,582 | 2,560 | 2,484 | 2,525 | 2,545 | 2,571 | 103.5% | 2,612 | 2,641 | 2,612 |
| 要介護5 | 第1号 | 1,362 | 1,359 | 1,301 | 1,349 | 1,356 | 1,367 | 105.1% | 1,395 | 1,409 | 1,386 |
| | 第2号 | 28 | 25 | 37 | 34 | 34 | 33 | 89.2% | 31 | 28 | 24 |
| | 計 | 1,390 | 1,384 | 1,338 | 1,383 | 1,390 | 1,400 | 104.6% | 1,426 | 1,437 | 1,410 |
| 要支援計 | 第1号 | 6,391 | 6,497 | 6,563 | 6,503 | 6,504 | 6,510 | 99.2% | 6,705 | 6,634 | 6,086 |
| | 第2号 | 72 | 74 | 79 | 78 | 77 | 76 | 96.2% | 72 | 65 | 55 |
| | 計 | 6,463 | 6,571 | 6,642 | 6,581 | 6,581 | 6,586 | 99.2% | 6,777 | 6,699 | 6,141 |
| 要介護計 | 第1号 | 13,193 | 13,039 | 12,563 | 12,752 | 12,826 | 12,938 | 103.0% | 13,198 | 13,319 | 12,881 |
| | 第2号 | 227 | 210 | 211 | 216 | 214 | 209 | 99.1% | 199 | 179 | 154 |
| | 計 | 13,420 | 13,249 | 12,774 | 12,968 | 13,040 | 13,147 | 102.9% | 13,397 | 13,498 | 13,035 |
| 計 | 第1号 | 19,584 | 19,536 | 19,126 | 19,255 | 19,330 | 19,448 | 101.7% | 19,903 | 19,953 | 18,967 |
| | 第2号 | 299 | 284 | 290 | 294 | 291 | 285 | 98.3% | 271 | 244 | 209 |
| | 計 | 19,883 | 19,820 | 19,416 | 19,549 | 19,621 | 19,733 | 101.6% | 20,174 | 20,197 | 19,176 |
| 第1号被保険者 | | 91,428 | 90,735 | 90,057 | 89,610 | 88,736 | 87,770 | － | 83,631 | 78,590 | 75,420 |
| 第1号被保険者の要介護・要支援認定率 | | 21.4% | 21.5% | 21.2% | 21.5% | 21.8% | 22.2% | － | 23.8% | 25.4% | 25.1% |

資料

※令和3年（2021年）・令和4年（2022年）・令和5年（2023年）：介護保険事業状況報告月報（各年9月）

※令和6年（2024年）以降の推計値：コーホート要因法により推計した人口、令和5年（2023年）の認定率により推計

図表2-10 要介護・要支援認定者数・認定率(第1号被保険者)の推移

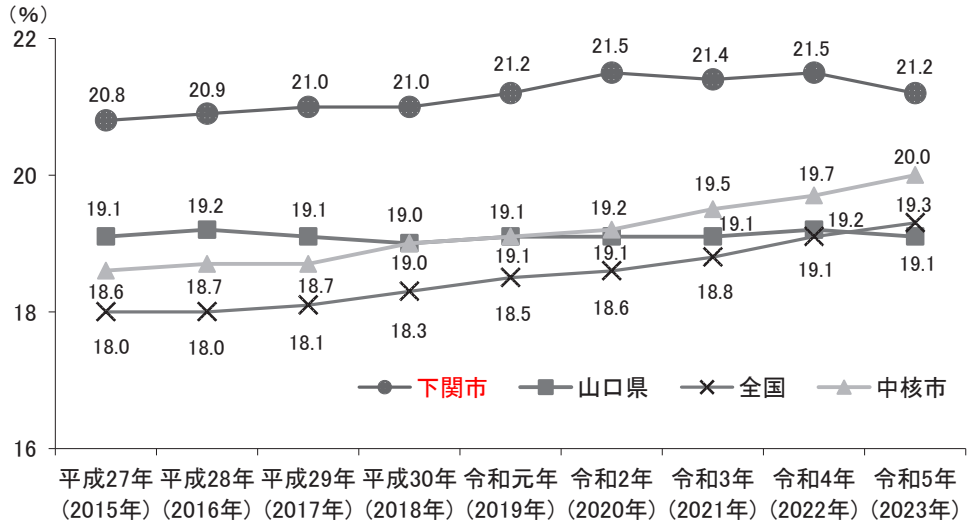



資料:介護保険事業状況報告月報(各年9月)

## (2) 認定率の山口県、全国、中核市との比較

本市の第1号被保険者の認定率は、山口県、全国、中核市と比較して、高い値で推移しています。

図表2-11 要介護・要支援認定率の推移(下関市・山口県・全国・中核市)




資料:介護保険事業状況報告月報(各年9月)

## ４．認知症高齢者数の現状と将来推計

### （１）認知症高齢者数の推移と推計

令和5年（2023年）の認知症高齢者数（要介護・要支援認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の人数）の要介護・要支援認定者数（第1号被保険者数）に占める割合は52.0%となっています。

また、認知症高齢者数は、今後増加することが見込まれます。

図表2-14　認知症高齢者数の推移・推計

（要介護・要支援認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上）

（単位：人）

| | 第八次計画期間 | | 第九次計画期間 | | | 増加率（R8/R5） | 令和12年（2030年） | 令和17年（2035年） | 令和22年（2040年） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和4年（2022年） | 令和5年（2023年） | 令和6年（2024年） | 令和7年（2025年） | 令和8年（2026年） | | | | |
| | 実績 | 実績 | 推計 | 推計 | 推計 | | 推計 | 推計 | 推計 |
| 認知症高齢者数 | 10,763 | 9,957 | 9,943 | 9,998 | 10,082 | 101.3% | 10,289 | 10,374 | 10,025 |
| 第1号被保険者の要介護・要支援認定者数に占める割合 | 55.1% | 52.0% | 51.6% | 51.7% | 51.8% | － | 51.7% | 52.0% | 52.9% |

資料：

※令和4年（2022年）・令和5年（2023年）：下関市認定データより算出（各年9月末現在）

※令和6年（2024年）以降の推計値：推計した認定者数、令和5年（2023年）の認定者数に占める推計認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の人の割合により推計